

STOP! harassment!

ハラスメント防止の手引



STOP! harassment

1 ハラスメントとは？

【1】パワー・ハラスメントとは？

パワー・ハラスメントとは、「権力や地位を利用した嫌がらせ」のことをいいますが、広義では、「自分より弱い立場の者に対して心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える」行為、いわゆる「いじめ」も含めることができます。それが、性的な嫌がらせであれば、セクシュアル・ハラスメントになり、研究・教育の場において行われればアカデミック・ハラスメントになります。



パワー・ハラスメントの例

- 職場で、上司が部下に人格を否定するような発言をする、地位を利用して無理なことを押しつける、罵倒や冷遇、退職を強要するなど。
- 暴行や傷害などによる身体的苦痛を与える行為、無視・

放置・悪口・差別・偏見等をもって関わることによって相手に不安や恐怖といった精神的苦痛を与える行為、役割や情報を与えずに社会的苦痛を与える行為など。

【2】セクシュアル・ハラスメントとは？

セクシュアル・ハラスメントとは、性的言動により相手方が不快と受け止め、相手方が大学等で学ぶ・研究する・働く環境を損なったり、相手方へ利益又は不利益を与えることをいいます。

セクシュアル・ハラスメントの例

①言葉によるもの

- 性的な冗談を言ったり、からかったりする。
- 執拗に食事やデートに誘ったりする。
- 彼氏（彼女）のことや性的経験などをしつこく聞いたりするなど。

②行動によるもの

- 相手の身体に不必要的に接近したり、触れたりする。
- 性的関係を強要する。
- ストーカー行為など。

③視覚によるもの

- 相手の身体をじろじろ見る。
- ヌードポスターなどを配付したり、掲示したりするなど。

④性差別によるもの

- 飲み会の席でお酌を強要する。
- 教員がグループ研究で女子学生に補助的な役割しか与えない。
- 合宿の時などに、食事の準備や後片付けを女子学生だけにさせるなど。



【3】アカデミック・ハラスメントとは？

アカデミック・ハラスメントは、研究・教育の場において、原則として、指導上の地位の上の者（教授・上司等）が、指導上の地位の下にある者（准教授以下・学生・部下等）に行う嫌がらせで、当該行為により、相手方が不快と受け止め、相手方へ修学・教育・研究や職務遂行に関して不利益・損害を与えることをいいます。

アカデミック・ハラスメントの例

- 研究の妨害、修学や進路の妨害、研究室生活における強制、教育の妨害、就業上の権利侵害や業務の妨害、身体的・精神的暴力など。

2 そのつもりはなくとも、ハラスメントになるの？

ハラスメントに当たるかどうかは、行為者の意図があるかないかにかかわらず、その行為を受けて、相手方が不快と感じたかどうかで決まります。そのうえで、行為者の責任の程度については、行為者の意図や行為の社会的相当性などを総合的に判断して決まることがあります。

3 ハラスメントをしないために

- 相手の人格を尊重しましょう。
- 男女は互いに対等なパートナーであることを常に認識した上で行動しましょう。
- 相手を性的な対象とみて、力関係で支配したり、心理的に圧迫したりしてはいけません。
- 相手がどのように受け止めているか、常に注意するよう

にしましょう。

- 相手に対して全面否定や人格否定になるような言動をしないようにしましょう。
- 外国人との間では、社会的・文化的・宗教的な差異があることに注意しましょう。

4 ハラスメントを受けたり、見聞きしたときは

- 相手にはっきり「NO！」と言いましょう。
- 被害の記録をとったり、証言してくれる人を見つめましょう。
- 被害を受けている人がいたら、勇気を出して助けてあげましょう。



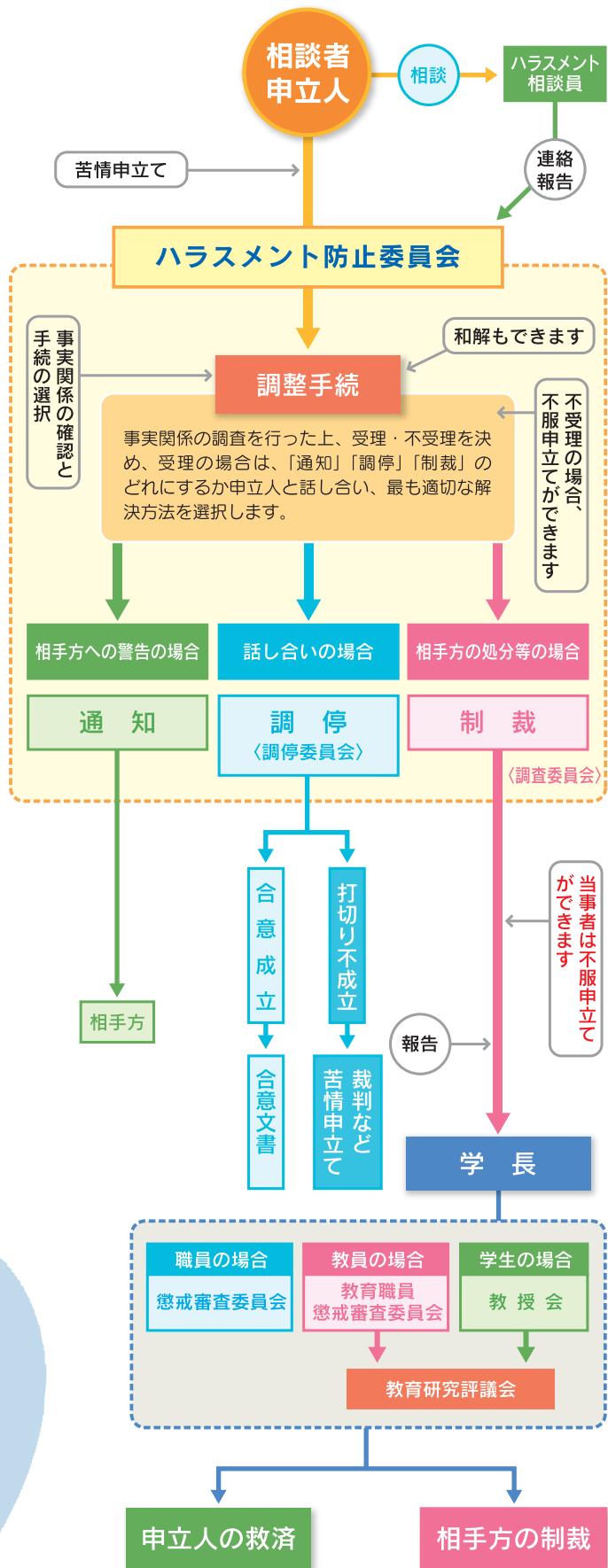
5 ハラスメントを受けたら、すぐに相談を

- 被害を受けたことで自分を責める必要はありません。
 - すぐに誰かに助けを求めるか、ハラスメント相談員のところへ行きましょう。1人で行きにくい場合は、誰かと一緒に行ってもらいましょう。
 - 相談は面接のほかに、手紙・電話・ファックス・電子メールなどでも受け付けます。
 - ハラスメント相談員は、プライバシーを守り、どうしたらいいか、親身に相談にのってくれます。場合によっては、ハラスメント防止委員会へ苦情申立てをすることができます。
 - 必要な場合は、カウンセリングなどの手配をしてくれます。
 - 相談することで、不利益を受けることはありません。
- ※大分大学では、学内に21名のハラスメント相談員を置いています。

6 ハラスメントに対する大学の措置

- 加害者は、その行為の悪質さ、被害者の被害の深刻さ等の程度に応じて刑罰を科せられたり、被害者から損害賠償を請求されたり、大学から処分されたりします。
- 大学は、加害者へ研修を課したり、処分など厳しい制裁措置をとります。
- 必要な場合には、教員の交替や授業停止、必修単位の代替措置などをとります。ゼミ・サークルの活動停止を命令することもあります。

7 問題解決のためのしくみ



国立大学法人 大分大学 イコール・パートナーシップ推進宣言

国立大学法人大分大学のすべての構成員は、個人の尊厳と男女の平等とを深く認識し、互いを対等な人格として認め、その権利と自由を尊重する。

これらの見地から、人類の普遍的な福祉を目的として、学術の教育・研究を推進する大学にふさわしい環境づくりを目指し、他の人の人格を傷つけ、不快感を与える言動を行わない決意を表明するとともに、そのような言動を防止するための万全の配慮と不断の努力を行うことを宣言する。

国立大学法人大分大学
イコール・パートナーシップの推進に関するガイドライン
<https://www.oita-u.ac.jp/01oshirase/guideline.html>

国立大学法人大分大学
イコール・パートナーシップの推進及び
ハラスメントの防止・対策に関する規程
<https://www.oita-u.ac.jp/kitei/06-ac01/ac50.pdf>

国立大学法人大分大学
ハラスメント相談員一覧
<https://www.oita-u.ac.jp/01oshirase/sodanin.html>



ハラスメント防止委員会